

商標権侵害事件での違法事業額算定弁法(意見募集稿)

第 1 条 商標行政法執行の指導業務を強化し、法執行基準を統一し、商標権利者の合法的権益を維持するため、「商標法」、「商標法実施条例」などの法律法規に基づき本弁法を制定する。

第 2 条 商標行政法執行部門は、商標権侵害事件を処理する過程で、当事者の行為が商標権侵害行為と認定された場合、本弁法を適用する。

第 3 条 違法事業額の算定は、合法性、合理性、客観性、公正の原則に従わなければならない。

第 4 条 違法事業額とは、当事者による商標権侵害行為の実施に係る権利侵害商品の価値或いは権利侵害サービスの事業収入総額をいう。

第 5 条 販売された権利侵害品の価値は、実際の販売価格に基づき算定する。

まだ販売されていない権利侵害品の価値は、まず権利侵害品が判明した実売の平均価格に基づき算定する。実売平均価格が判明しない場合は、権利侵害品の表示価格に基づき算定する。

実売価格が判明しない、或いは権利侵害品に価格が表示されていない場合、権利侵害品の市場仲値に基づき算定する。

製造されているが権利侵害する登録商標の標章が付いていない商品に対して、当該商品が他人の登録商標専用権を侵害することを証明する確実かつ十分な証拠がある場合、その価値は、違法事業額に算入しなければならない。

第 6 条 権利侵害品の市場仲値は、権利侵害者が公表した同種製品の公的指導小売価格に基づき確定し、公的指導小売価格が公表されていない場合、以下に掲げる方法に基づき確定する：

(1)同一市場で複数の業者が同種の権利侵害品を販売している場合、その中のいくつかの業者の小売価格をサンプリングし、その平均値を取り市場仲値を確定する。業者 1 社だけが販売している場合、当該業者の小売価格で市場仲値を確定する。

(2)市場に同種の権利侵害品が販売されていない場合、これまで市場で同種の権利侵害品が販売されていた仲値に基づき確定する、或いは市場で販売されていた権利侵害品と機能、用途、主要材料、意匠設計、構成などの面で同一或いは類似する同種の権利侵害品の市場仲値に基づき確定する。

前項の規定に基づき市場仲値を確定することが困難な場合、価格認定機構が認定後確定するか、商標法執行部門が前項の規定に基づき、権利者有利の原則に基づき確定することができる。

当事者の陳述、商標権利者が提供した権利侵害品の市場仲値は、その他の関連証拠の審査と検証を経るとともに事実であることを確認後、参考にすることができる。

当事者が権利侵害品の市場仲値算定結果に異議がある場合、証明する証拠を提供しなければならない。

第 7 条 役務商標の専用権を侵害した違法事業額は、当事者が権利侵害期間中に権利侵害行為により発生したすべての営業収入でなければならない。

サービスを提供した伝票だけでサービスを履行した証拠が発見されない場合、伝票の金額で違法事業額を算定する。

第8条 請負業者の加工請負事業活動において、請負業者が登録商標専用権を侵害する商品を使用した場合、違法事業額は、権利侵害品の実際の販売価格に基づき違法事業額を算定しなければならない。権利侵害品が単独で価格が計算されていない場合、請負業者の加工請負事業活動における価値構成比に基づき算定し、価値構成比が区別できない場合、権利侵害品の市場仲値に基づき違法事業額を算定する。

第9条 無償贈与商品が他人の登録商標専用権を侵害した場合、景品の実際の購入価格或いは製造コストに基づき違法事業額を算定しなければならない。景品の実際の購入価格或いは製造コストを確定できない場合、或いは景品が標準商品に属さない場合、侵害をうけた商品の市場仲値に基づき違法事業額を算定する。

第10条 再生品が他人の登録商標専用権を侵害している場合、侵害品全体の価値に基づき違法事業額を算定する。

再生品自体は、他人の登録商標専用権を侵害せず、その部品或いは付属品だけが他人の登録商標専用権を侵害する場合、権利を侵害する部品或いは付属品の価値に基づき違法事業額を算定する。

第11条 商標法第57条第(4)号(その他の損害)に属する権利侵害行為の場合、権利侵害標章の実際の販売価格に基づき違法事業額を算定する。

第12条 故意に他人の登録商標専用権を侵害するために便宜の条件を提供した場合、権利侵害幫助で得た収入に基づき違法事業額を算定する。収入がない場合、違法事業額なしに基づき処理する。

第13条 賃貸の商品が他人の登録商標専用権を侵害した場合、賃貸収入に基づき違法事業額を算定する。

第14条 宣伝で他人の登録商標専用権を侵害した場合、違法事業額なしに基づき処理する。

第15条 商標ライセンサーとライセンシーが共同で他人の登録商標専用権を侵害した場合、本弁法第5条、第7条の規定に基づき違法事業額を算定する。

商標ライセンサーがライセンシーの他人の登録商標専用権侵害を幫助した場合、ライセンス料収入に基づき違法事業額を算定する。商標の無償使用を許諾した場合、違法事業額なしに基づき処理する。

第16条 上述の規定より実際の違法事業額を検証できない場合、違法事業額なしに基づき処理する。

第17条 登録商標の専用権侵害行為を複数回実施し、行政処分を受けていない場合、違法事業額は、累計して算定する。

第18条 当事者が詐欺販売などの虚偽の販売方法により侵害品の販売額が増加したことを証明するに十分な証拠を提出した場合、違法事業額に算入しない。

第19条 本弁法は公布の日から施行する。